

若者のパスポート取得を

酒田市が支援します！

海外でいろんな経験をして、グローバルな人材になって欲しいのん。



対象

以下のすべてに該当する方

- ①本市に住民登録がある方
- ②平成3年4月2日～平成14年4月1日までに生まれた方で、
令和2年4月1日～令和3年2月28日までに山形県内で発行された
パスポートを所持している方
or H2.4.2からH13.4.1までに生まれ、R2.3.1～31までに県内で発行されたパスポートを所持している方
- ③本事業による補助金、その他類似補助金等を受給していない方
- ④市税の滞納がない方

支援内容

5,000円を補助金として交付、 **東北公益文科大学(院)生**の場合、**11,000円**

手続き

令和3年3月19日までに裏面の申請書に記載・押印のうえ、添付資料を添えて市企画調整課に提出
【添付資料】①パスポートの写し（「発行日」、「交付官公庁」欄が記載してある2ページ分）
②東北公益文科大学(院)生の場合、学生証の写し
※通帳の写しは不要ですが、申請書にお間違いの無いよう記載ください。

問合せ

酒田市企画調整課 ☎0234-26-5704 ✉kikaku@city.sakata.lg.jp

酒 田 市 長 宛

〒

住 所

氏 名

Ⓜ

酒田市若者海外体験促進事業補助金交付申請書

酒田市若者海外体験促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、貴市が、本補助金の審査に必要な範囲で、私の市税等の納入状況、パスポートの取得状況及び山形県若者海外体験促進事業による補助金の受給履歴を閲覧し、また関係機関に照会することについて同意します。

本申請を行うにあたり、下記の誓約事項に相違ないことを誓約し、これらが事実と相違することが判明した場合には、補助金等の交付の決定の全部又は一部が取り消されることについて同意するとともに、誓約事項の確認のため、山形県警察本部へ申請者情報に関する照会がなされること及びこの申請に関して必要となる私の個人情報を担当課へ提供されることに同意します。

記

○暴力団排除に関する誓約事項

私は、この度の申請を行うに当たり、次のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団員等(酒田市暴力団排除条例(平成24年条例第10号)第2条第3号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)であること。
- (2) 自己、若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- (3) 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していること。
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

1. 申請者

ふりがな	
氏名	<input type="checkbox"/> 東北公益文科大学(院)に在学中 ※該当の場合 <input checked="" type="checkbox"/>
生年月日	平成 年 月 日
住所	酒田市 <input type="checkbox"/> 2019年4月以降に県内他市町村から転入 ※該当の場合 <input checked="" type="checkbox"/>
電話番号	
渡航(予定)先 および渡航期間	
旅券発行日	

※関係書類(1)旅券の写し(「発行日」「交付官公庁」欄)、(2)学生証の写し(東北公益文科大学(院)生の場合のみ)、(3)その他審査に必要な書類

2. 補助金交付申請額 _____ 円

3. 振込先 補助金の交付に当たっては、次の口座に振り込み願います。

金融機関名	銀行・農協・金庫	店・所
預金種目	普通・当座	
口座番号		
口座名義(カナ)		

※口座は申請者本人名義のものに限ります